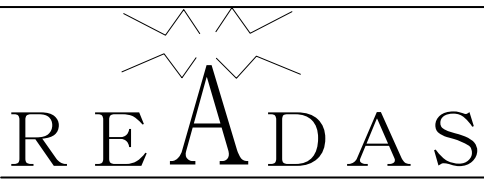


第 5896 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月15日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 消費税の改正

Q：平成30年の税制改正では、消費税はどのような改正がされますか？

A：次のような改正があります。

【解説】

平成30年の税制改正における、消費税の主な改正は、次のようなものです。

①延払基準の廃止

消費税における長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等について、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算する選択制度を廃止する。ただし、平成30年4月30日前に長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等を行った事業者について、平成35年3月31日までに開始する各年又は各事業年度については、現行の延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとする。平成30年4月1日以後に終了する課税期間において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の措置を講ずる。

②簡易課税における農林水産業の区分

消費税の簡易課税制度について、農林水産業のうち消費税の軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業を第2種事業とし、そのみなし仕入率を80%（現行70%）とする。

③輸入に係る消費税の脱税犯に係る罰金刑の上限について、脱税額の10倍が1,000万円を超える場合には、脱税額の10倍（現行は脱税額）に引き上げる。

